

JIS

フレキシブルプリント配線板試験方法

JIS C 5016⁻¹⁹⁹⁴

(2004 確認)

平成 6 年 1 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 63. 2. 1 改正：平成 6. 1. 1 確認：平成11.6.20
官 報 公 示：平成11.6.21

原案作成協力者：社団法人 日本プリント回路工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電子部会 (部会長 多田 邦雄)

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室 (☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

フレキシブルプリント配線板試験方法 C 5016-1994

(1999 確認)

Test methods for flexible printed wiring boards

1. 適用範囲 この規格は、その製造方法に関係なく、主に電子機器に用いる片面及び両面フレキシブルプリント配線板(以下、フレキシブルプリント板という。)の試験方法について規定する。

備考1. この規格は、多層フレキシブルプリント板及びフレックスリジッドプリント板を除く。

2. この規格の引用規格を、付表1に示す。

3. この規格の対応国際規格を、次に示す。

IEC 249-1(1982) Base materials for printed circuits. Part 1 : Test methods

IEC 326-2(1990) Printed boards. Part 2 : Test methods

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、JIS C 0010及びJIS C 5603の規定による。

3. 試験の状態

3.1 標準状態 試験は、個別規格に規定がない限り、JIS C 0010の5.3[測定及び試験のための標準大気条件(標準状態)]による標準状態(温度15~35℃、相対湿度25~75%、気圧86~106 kPa)の下で行う。ただし、この標準状態での判定に疑義を生じた場合、又は特に要求された場合は、3.2による。

なお、標準状態で試験を行うことが困難な場合は、判定に疑義を生じない限り、標準状態以外の状態で行ってもよい。

3.2 判定状態 判定状態は、JIS C 0010の5.2[判定測定、及び判定試験のための標準大気条件(判定状態)]による判定状態(温度20±2℃、相対湿度60~70%、気圧86~106 kPa)とする。

4. 試料

4.1 試料の作り方 試料の作り方は、(1)又は(2)による。

なお、試料は、油類、汗、その他によって表面を汚さないよう取扱いに注意する。

(1) 抜取りによる方法 実際に用いるフレキシブルプリント板から抜き取り、試料とする。個別規格で形状及び寸法の指定がある場合は、性能に影響を与えない方法で切断する。

なお、テストクーポンを設けてある場合には、これを試料としてもよい。

(2) テストパターンによる方法 4.2のテストパターンによる試料を、試験の対象とするフレキシブルプリント板と同一の材料及び製造方法で作る。

4.2 テストパターンの形状及び寸法 テストパターンの形状及び寸法は、付図1~8による。

5. 前処理 前処理は、試料を、標準状態に24±4時間放置する。

6. 外観、マイクロセクション及び寸法試験

6.1 外観 外観試験は、目視又は倍率3から10の拡大鏡によって、個別規格と対照してフレキシブルプリント板の品